

平成29年度 事業報告書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

平成29年度事業報告書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針	1
平成29年度 各務原市社会福祉事業団 事業報告	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課	4
各務原市福祉の里つくし（児童発達支援センター（福祉型））	16
各務原市福祉の里たんぼぼ（医療型児童発達支援センター）	20
各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）	22
各務原市福祉の里あすなろ（生活介護事業）	25
各務原市福祉の里ぼふら（生活介護事業）	27
各務原市基幹相談支援センターすまいる	30
各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）	33
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））	35
高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター）	37
福祉の里支援センター	39
事業報告の附属明細書	41

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



平成29年度 各務原市社会福祉事業団 事業報告

1. 業務目標

- (1) 社会法人改革による「適正な運営」「運営の透明性」「経営情報の公開」「地域貢献」を推進します。
- (2) 新規事業の「各務原市基幹相談支援センター」と「各務原市すくすく応援隊訪問事業」の円滑な運営と、さらなる新規事業に向けての、行政、教育機関・保育所等との連携を強化します。
- (3) 職員にとって働きやすい魅力ある職場となるための職場改善に努めます。
(離職率0を目指します！)

2. 成果

(1) 地域貢献としての新規事業

各務原市社会福祉事業団は、平成29年4月の社会福祉法人制度改革の本格施行に伴い、法人に求められる「適正な運営」「事業運営の透明性」「経営情報の公開」「地域貢献」の4つの柱を推進してきました。

とりわけ、事業団としての役割を担う「地域貢献」の事業として、7月に各務原市基幹相談支援センターを開設できたことは、各務原市の障がい児者の相談支援体制の強化に繋がったのではないかと思います。

また、4月から、各務原市の「すくすく応援隊訪問事業」に「福祉の里さくら」の管理者が訪問メンバーの一員として加わったことで、市内の保育所等で気になる子に対する専門的なアドバイスを行うことができました。

(2) 児童発達支援事業3施設（つくし、たんぽぽ、さくら）の体制整備に向けた準備・調整

事業所においては、障がい児施設の利用児増加に伴い、4月に児童発達支援センター「福祉の里つくし」の定員を25名から30名に拡充して受け入れ体制の充実を図りましたが、既に年度途中で待機児童が生じることとなり、それに伴って、医療型児童発達支援センター「福祉の里たんぽぽ」利用児の行き先の課題も生じてきました。そのため、次年度の「保育所等訪問支援事業」の立ち上げを念頭に置きつつ、児童発達支援事業3施設「つくし」「たんぽぽ」「さくら」の体制整備に向けた準備・調整を、各務原市と連携しながら進めてまいりました。

また、福祉の里で10月に実施された、たんぽぽ保護者との「まちづくりミーティング」での要望等も真摯に受け止め、可能な限り実現できる方向で市と協議してまいりました。

(3) 「利用者満足度アンケート」の実施

事業団の利用者が、施設が利用しやすく快適に過ごしていただいているかを確認するため、利用者満足度アンケートを2月に実施しました。児童発達支援計画(児)や個別支援計画(者)の内容、各施設の職員の対応、施設の環境等についての満足度を調査しました。

(4) 第三者評価の受審

「適正な運営」「運営の透明性」を図るため、昨年度に引き続き第三者評価を受審しました。昨年度の福祉の里つくし、ぽぷらに引き続いて、今年度は福祉の里たんぽぽ、あすなろが受審し、その受審結果から事業運営における課題や改善点を把握し、サービスの質の向上に繋がりました。

(5) 職員の働きやすい職場改善

昨年度に引き続きストレスチェックを実施するとともに、外部講師によるメンタルヘルス、パワーハラスメントについての職員研修を行い、風通しの良い職場環境の改善に努めました。

また、主に、正規職員と契約職員の不合理な待遇差の解消をめざして福利厚生面での改善に向け、3月に就業規則を改正しました。

当初目標に掲げた「離職者0をめざす！」にはなりませんでしたが、今年度の退職者は5名で前年度より2名減となりました。

3. 課題

(1) 児童発達支援事業3施設「つくし」「たんぽぽ」「さくら」の体制整備

児童発達支援センター福祉の里つくしが、年度途中で待機児童が生じましたが、それに伴って、医療型児童発達支援センター福祉の里たんぽぽ利用児の行き先の課題も生じてきました。今年度進めてきた「保育所等訪問支援事業」を次年度に立ち上げ、引き続き、児童発達支援事業3施設「つくし」「たんぽぽ」「さくら」の体制整備を、職員の確保も含めて、各務原市と連携しながら進めていく必要があります。

(2) 福祉の里たんぽぽ利用児の家族支援

たんぽぽ保護者との「まちづくりミーティング」で要望のあった「単独通園」については、(1)の児童発達支援事業3施設「つくし」「たんぽぽ」「さくら」の体制整備の中で実現に向けて検討する方向で、また、「駐車場のスペースの拡充と屋根設置」については、市（福祉総務課）と連携しながらハード面での環境整備をしていく必要があります。

(3) 地域貢献の役割と行政等との連携

地域貢献事業として立ち上げた「基幹相談支援センターすまいる」と、市の事業に参加している「すくすく応援隊訪問事業」、「ことばの相談事業」は、次年度に新規で立ち上げる「保育所等訪問事業」とともに、各務原市障がい児福祉計画との整合や、各務原市（福祉総務課、社会福祉課、子育て支援課、健康管理課）および市内保育所等との連携が欠かせません。いっそうの協力体制を構築していく必要があります。

(4) 医療的ケアが必要な方への支援

生活介護事業「ほぷら」には、医療的ケアの必要な方が多くなり、看護師の役割と責任は大きくなっています。現在、一日利用者11名～12名の内、医療的ケアの必要な方が8～9名いる中で、看護師は3名でその内正規職員は1名であり、今後正規職員の増員が必要と考えています。

(5) 成人施設利用者の重度化に向けた環境整備

生活介護事業「あすなろ」には、和式トイレの利用が難しく、また、トイレ介助が必要な利用者が増えています。21年前の開設当初には、ほとんどの方が和式トイレの利用が可能でしたが、現在は障害支援区分の高い方が多くなっていて、現状のトイレでは対応しきれなくなっているため、介護ができる広いスペースの多目的トイレの設置が必要です。

(6) 職員の働きやすい職場改善

今年度、職員の風通しの良い環境、働きやすい環境を目指してきましたが、ストレスチェックの結果から、10ある施設の内2施設が全国平均の健康リスクが100を超えた結果が出ました。それぞれの職場環境を改善するための対策と、一人ひとりのメンタルへのきめ細かな対応が必要です。また、人事考課の見直し等、職員のモチベーションをより高めるための対策が必要です。

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

1. 事業概要

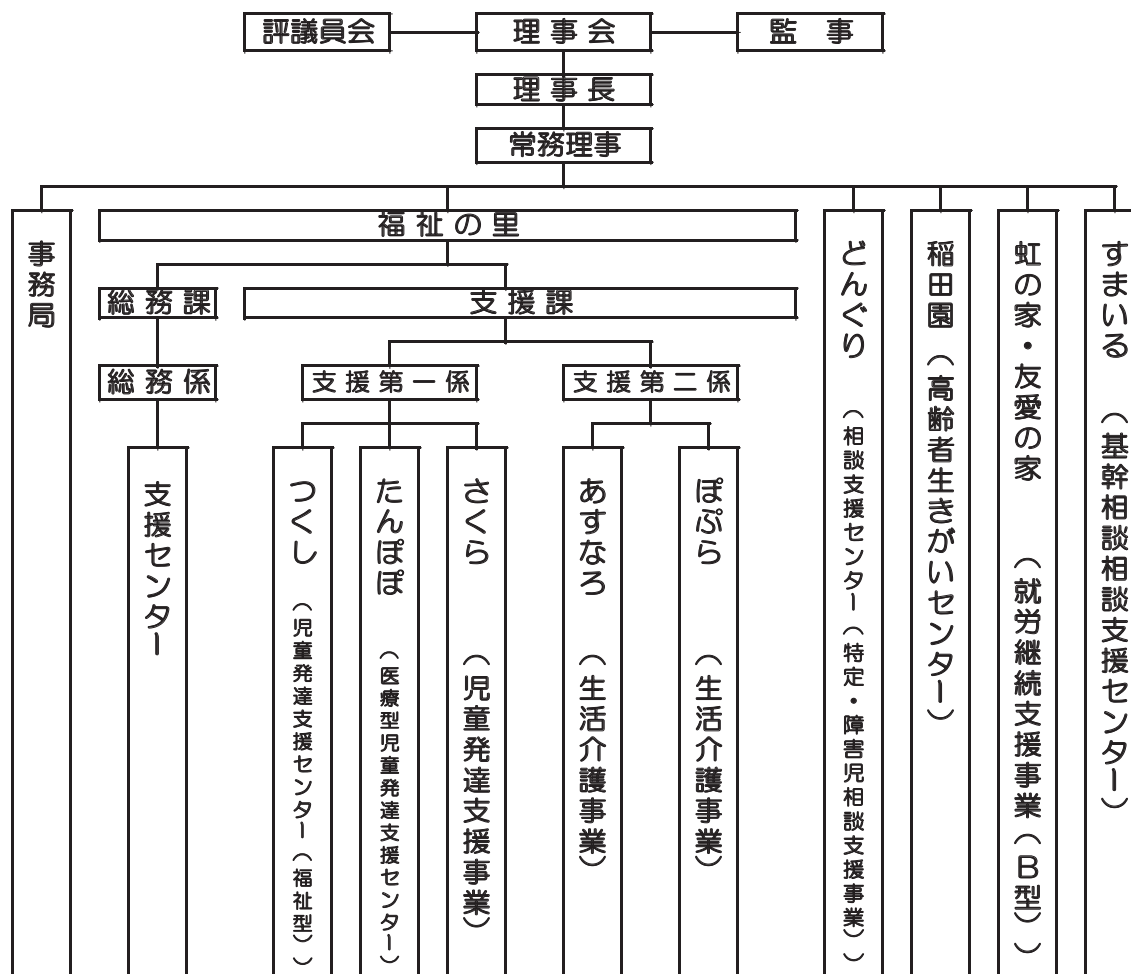
- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め、反映するようにします。

2. 成果と課題

職員の資質向上等のための研修の実施、さらに利用者の皆様の安心・安全や職員の意識高揚、職場環境の改善等のため委員会活動を行いました。その他、社会福祉法人制度改革に伴う準備を進めると同時に、労働安全衛生法の改正に伴い義務付けられたストレスチェックを職員に実施し、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに職場改善に努めました。

平成29年度は福祉の里たんぽぽ及び福祉の里あすなろが第三者評価を受審し、課題の把握と改善を行いました。引き続き、他事業所において第三者評価を受審し、法人全体として経営の効率化と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の見直し、職員研修の充実と様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。

3. 組織図



4. 理事会、評議員会の開催状況

(1) 理事会

	議決・報告事項	
第1回理事会 平成29年5月29日	報告第1号 第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案 第9号議案 第10号議案 第11号議案 第12号議案 第13号議案 第14号議案	評議員の選任について 平成28年度事業報告について 平成28年度収入支出決算について 定時評議員会の招集について 新理事、監事の選任について 定款の変更について 役員等の報酬及び費用弁償に関する規則の改正について 組織及び事務分掌規程の改正について 経理規程の改正について 虐待防止委員会規程の制定について 各務原市福祉の里ぼぶら（生活介護）運営規程の改正について 各務原市基幹相談支援センター運営規程の制定について 平成29年度基幹相談支援センター事業計画について 平成29年度収入支出補正予算について 管理者の任免について
第2回理事会 平成29年6月20日	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案	理事長の選定について 常務理事の選定について 公印規程の改正について 文書管理規程の改正について 個人情報保護規程の改正について
第3回理事会 平成29年10月30日	報告第1号 第1号議案 第2号議案	理事長及び常務理事の職務執行状況の報告について 育児休業等に関する規程の改正について 苦情解決処理規程の改正について
第4回理事会 平成30年3月28日	報告第1号 報告第2号 第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案 第9号議案 第10号議案 第11号議案 第12号議案 第13号議案 第14号議案 第15号議案 第16号議案 第17号議案	職員給与規程の改正の承認について 補正予算の承認について 平成30年度事業計画について 平成30年度収入支出予算について 職員就業規則の改正について 契約職員就業規則の改正について 再雇用職員就業規則の改正について 給与規程の改正について 育児休業等に関する規程の改正について 組織及び事務分掌規程の改正について 各務原市福祉の里あすなろ（生活介護）運営規程の改正について 各務原市福祉の里ぼぶら（生活介護）運営規程の改正について 各務原市福祉の里さくら（指定児童発達支援）運営規程の改正について 各務原市福祉の里つくし（指定児童発達支援）運営規程の改正について 各務原市福祉の里たんぽぽ（指定医療型児童発達支援）運営規程の改正について 虹の家・友愛の家（就労継続支援（B型））運営規程の改正について 各務原市福祉の里どんぐり（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）運営規程の改正について 役員賠償責任保険への加入について 施設の管理者の任免について

(2) 評議員会

	議決・報告事項
第1回定時評議員会 平成29年6月20日	第1号議案 平成28年度事業報告について
	第2号議案 平成28年度収入支出決算について
	第3号議案 理事の選任について
	第4号議案 監事の選任について
	第5号議案 定款の変更について
	第6号議案 役員等の報酬及び費用弁償に関する規則の改正について

5. 監査

(1) 監事監査

平成29年5月22日に本法人の監事2名による監査を実施し、適正に執行されていることが確認されました。

(2) 障害福祉サービス事業所実地指導

○日時：平成29年4月26日

○対象施設：福祉の里ぼぼら

○実地指導者： 岐阜県岐阜地域福祉事務所2名

<指摘事項と修正・報告>

- ・個別支援計画の作成に係る会議の会議録が残されていない。
→会議ごとに記録を残すよう、様式を定めた。
- ・事業所職員の勤務表において、常勤・非常勤の別や兼務状況の有無など、必要な事項の記載がない。
→必要事項の記載を行うため、様式を修正した。
- ・他事業所への利用者、家族の情報提供について、個人情報使用同意書で家族の同意を得られていない。
→家族の同意を得るよう、様式を修正した。
- ・緊急やむを得ない身体拘束を行う場合の同意書に、その期間が明示されていない。また身体拘束実施について個別支援計画に位置づけられていない。
→緊急やむを得ない身体拘束を行う場合の期間を明示するよう様式を修正した。また個別支援計画に記載するようにした。さらに拘束に係る経過等記録を残すよう徹底した。

(3) 児童福祉施設指導監査及び指定障害児通所支援事業所実地指導

○日時：平成29年7月13日、平成29年11月17日

○対象施設： 7月…福祉の里つくし、福祉の里たんぼぼ
11月…福祉の里さくら

○指導監査及び実地指導者： 岐阜県岐阜地域福祉事務所2名

<指摘事項と修正・報告>

- ・児童発達支援計画作成に係る会議の会議録が残されていない。(つくし、たんぼぼ、さくら)
→会議ごとに記録を残すよう、様式を定めた。
- ・調理業務委託先に対し、秘密保持に係る必要な措置が講じられていない。(つくし、たんぼぼ)
→別途秘密保持に関する覚書を締結した。今後は仕様書にその内容を加えることとした。
- ・一部職員について、入職時の誓約書に利用者及び家族の守秘義務についての条項が盛り込まれていない。(つくし、たんぼぼ、さくら)
→改正前の規則に定める様式で徴した者がいたため、当該事項に係る誓約書を徴した。
- ・他事業所への利用者、家族の情報提供について、個人情報使用同意書で家族の同意を得られていない。(つくし、たんぼぼ)

- 家族の同意を得るよう、様式を修正した。
- 苦情対応について、第三者委員に報告を要しない場合に使用できる受付簿において、申出人の要望、想定原因の記載欄がない。また苦情への対応者や解決の有無が記載されていない事例があった。(つくし、たんぼぼ)
 - 指摘内容を記載するよう様式を見直し、規程を改正した。
- 職員の勤務状況を出勤簿で管理しているが、嘱託医については出勤簿を設けておらず勤務状況の確認ができない。(つくし、たんぼぼ)
 - 出勤予定表への押印にて出勤状況を確認できるようにした。

(4) 社会福祉法人指導監査

○日時：平成29年7月13日

○指導監査者；各務原市健康福祉部福祉総務課3名

<指摘事項>

- 理事会、評議員会の議案について、利害関係の有無を確認すること。
- 仕様書で完了届の提出を定めている業務委託契約について、その提出を求めること。

6. 福祉サービス第三者評価の受審

○日時：平成29年11月24日

○対象施設：福祉の里あすなろ、福祉の里たんぼぼ

○実地指導者： 特定非営利法人岐阜後見センター6名

<総評>

◇特に評価の高い点

- 地域の拠点施設として、福祉のプロとしての支援姿勢で事業展開をしている
- 職員の仕事意欲が高く、アットホームなチームである
- 施設環境に恵まれている
- 利用児者及び保護者を尊重したサービス提供に努めている

◇改善が求められる点

- 各種マニュアルの整備に向けた取り組みに期待したい
- 公益事業活動の拡充に向けた取り組みに期待したい
- 経営体質の強化に向けた取り組みに期待したい

7. 職員配置

	計	内 訳	
		正規職員	契約職員
事務局	5 (1)	事務局長補佐 1 事務局員 2	所長兼常務理事 1 事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (5)	総務課長 (1) 総務課長補佐 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 総務係員 (1) 看護師 1 介護員 1 栄養士 1	総務係員 (1)
支援課	56 (26)	支援課長 1	
支援第一係	29 (15)	支援第一係長 (1)	
つくし (児童発達支援センター(福祉型))	13 (4)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 3 看護師 (1) 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 介護員 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 6
たんぼぼ (医療型児童発達支援センター)	8 (3)	管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 1 看護師 1 理学療法士 2 作業療法士 1 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 1
さくら (児童発達支援事業)	8 (7)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 4
支援第二係	26 (11)	支援第二係長 (1)	
あすなる (生活介護)	16 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 6 看護師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 8
ぼぶら (生活介護)	10 (6)	管理者 1 サービス管理責任者 (1) 生活支援員 2 看護師 1 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 4 看護師 2
すまいる (基幹相談支援センター)	4 (1)	管理者 1 相談支援員 2(1)	相談支援員 1
どんぐり (障がい者相談支援センター)	5 (2)	管理者 1 相談支援員 4(1) 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	7 (0)	園長 1	事務職員 1 用務員 5
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	8 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 (1) 職業指導員 2 生活支援員 1 看護師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 1 生活支援員 3
計	88 (39)	正規職員 計 47	契約職員 計 41

(平成30年3月末現在)
(括弧内は他職種または他事業所との兼務を表す)
(産休・育休、病休職員及びその代替職員を含む)

8. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	根拠法令	種別	名称	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	児童福祉法	福祉型児童発達支援センター ・障害児通所支援事業	各務原市福祉の里つくし	30人	指定管理者制度による受託
		医療型児童発達支援センター ・障害児通所支援事業	各務原市福祉の里たんぼぼ	20人	
		児童発達支援事業	各務原市福祉の里さくら	24人	
	障害者総合支援法	生活介護事業	各務原市福祉の里あすなろ	60人	
		生活介護事業	各務原市福祉の里ほぶら	20人	
	障害者総合支援法 児童福祉法	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	—	管理委託制度による受託
	障害者総合支援法	就労継続支援事業B型	虹の家 (主たる事業所) 友愛の家 (従たる事業所)	20人 15人	
	老人福祉法	老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター稲田園	—	指定管理者制度による受託
公益事業	法外		各務原市福祉の里 支援センター	—	指定管理者制度による受託
	障害者総合支援法	基幹相談支援センター	すまいる	—	管理委託制度による受託

9. 職員研修

(1) 全職員を対象に実施した内部研修

職員の資質向上等のため、下記の研修を行いました。

	日時	内容	担当	対象者
1	3月13日 16:00~17:15	新規採用職員研修 (事業概要説明・就業規則等について)	所長：清水恵子 支援課長：安田香実 総務課長補佐：天野雅弘	新規採用職員
2	6月7日 16:30~17:15	虐待防止・人権擁護研修 ～障害者虐待防止法の理解～	虐待防止マネージャー：伊藤美香	全職員
3	9月13日 16:15~17:15	自閉症当事者と母の講演会 「僕の自己紹介」 堀田耕平氏 「子育てを振り返って」 堀田裕美氏	研修委員	全職員
4	10月4日 16:00~17:15	事故対応の体制について ～事故を大きなトラブルにしないために～	所長：清水恵子 支援課長：安田香実 総務課長補佐：天野雅弘 講師：あいおいニッセイ同和損保 岩崎哲朗氏 藤村孝徳氏	全職員
5	11月8日、15日 13:00~17:00	救急救命法とAEDの使い方	研修委員会 講師：各務原消防署北分署員	全職員 (3年ごと)
6	12月6日 15:45~17:15	① 新任職員 実践報告会 つくし 澤田梨紗、あすなろ 高森 光 あすなろ 平光康寛、虹の家 松村春圭 ② 主任 実践報告会 総務課 松浦恵美	研修委員会 OJT：近藤清香 遠藤妃登美 絹谷 梢 田中 香 講評：太田勝広 中平純一 三村武史 天野雅弘	全職員
7	1月31日 16:30~17:15	虐待防止・人権擁護研修 ～風通しの良い職場環境を作るためには～	虐待防止マネージャー：貞光真理子	全職員
8	2月21日 16:15~17:15	日常生活における感染症予防について	支援課長：安田香実 総務課看護師：竹川幸子 講師：東海中央病院 感染管理認定看護師 横幕泉氏	全職員
9	3月14日 16:15~17:15	新人事考課制度導入説明会 ハワハラ防止研修	事務局 講師：伏屋社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 伏屋喜雄氏	全職員

※「救急救命法とAEDの使い方」研修は各職員3年ごとに受講

(2) 事務局・総務課職員の施設外研修

種類	内容	参加者
社会福祉法人 制度改革について	社会福祉法人制度改革対応セミナー	常務理事 事務局長補佐 事務局主査
会計事務関係	社会福祉法人会計実務者決算講座	事務局主任
職員採用 雇用関係等	職場内研修担当者研修	総務課長
	福祉・介護事業者のための人事考課・処遇体系制度運用講座	総務課長 課長補佐
	2017福祉の仕事就職総合フェアへの参加	総務課長 総務課長補佐
職場環境 メンタルヘルズ関係	メンタルヘルズセミナー	事務局長補佐 兼総務課長補佐
	パワハラ対策支援セミナー	
	職場の健康管理に関する研修会	
	人権啓発セミナー	
	職場の健康づくりセミナー	総務課看護師
防災関係	災害に備える勉強会	常務理事 総務係長
	防災講演会 ～平成28年熊本地震 大学避難所45日～	

10. 地域貢献としての講師派遣

	日時	内容	主催	対象者	派遣職員		
					所属	職種	氏名
1	4月13日	発達障がいについて	鶴沼西地区 民生児童委員協議会	民生委員児童委員	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
2	6月15日	療育施設における言語聴覚士の役割	愛知淑徳大学	学生	支援課	言語聴覚士	小倉美紀子
3	8月2日	富加町ことばの相談会	富加町	富加町在住 幼児・児童と保護者	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
4	8月29日	職員研修会 「構音のしくみと集団でできるあそび」	たから幼稚園 (美濃加茂市)	たから幼稚園職員	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
5	9月5日～6日	相談支援従事者初任者研修 助言者(ファシリテーター)	岐阜県	相談支援従事者 初任者研修受講者	基幹相談 支援センター	相談支援員	伊藤亜都子
6	11月30日 12月7日	嚥下障害学演習Ⅰ	カレリッパ 国際医療福祉 専門学校言語聴覚学科	学生	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
7	12月13日	相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会	相談支援事業者 連絡協議会	同会会員	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
8	1月16日	ケアマネちよこっと勉強会 「基幹相談支援センターについて」	地域包括支援センター	市内ケアマネ	基幹相談 支援センター	相談支援員	伊藤亜都子
9	1月17日～19日	岐阜県サービス管理責任者等研修 助言者(ファシリテーター)	岐阜県	サービス管理責任者等 研修受講者	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
10	2月26日	岐阜県児童発達管理責任者 フォローアップ研修	岐阜県	児童発達管理責任者 研修受講者	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実
11	3月26日	社協勉強会 「精神障がい・知的障がいについて」	各務原市社会福祉協議 会	居宅介護ヘルパー	基幹相談 支援センター	相談支援員	伊藤亜都子
12	年間5回	外部専門家との連携 「摂食・コミュニケーションに関する実技研修」	郡上特別支援学校	担当教諭	支援課	課長 (言語聴覚士)	安田 香実

※その他、各務原市障がい者地域支援協議会に、事務局として「基幹相談支援センターすまいる」が、また、会の代表として全体会（所長：清水恵子）、子ども部会（支援課長：安田香実）、相談支援部会（どんぐり：可児千代）、サービス部会（ぼぷら管理者：伊藤由美子）、就労支援部会（虹の家・友愛の家管理者：三村武史）の運営に貢献しました。

1 1. 運営責任者会議の開催

常務理事、支援課長、及び各施設の管理者等で構成する運営責任者会議を月1回開催し、重要な案件を協議・決定するとともに、各施設に共通する情報の共有、及び管理者研修を行いました。

1 2. 委員会活動

利用者の皆様の安心・安全や職員の意識高揚、職場環境の改善等のため、下記の委員会活動を行いました。

委員会名	開催数	構成		内容	備考 (設置年度)
		人数	メンバー		
衛生委員会	12回	15人	各務原病院理事：天野（健康管理医） 常務理事：清水（委員長） 支援課長：安田（副委員長） 総務課看護師（衛生管理者） 管理栄養士、各施設の管理者 労働者代表、事務局（課長補佐、係長）	<ul style="list-style-type: none"> 県内、施設内感染症発生状況の情報共有、インフルエンザの施設閉鎖報告等（毎月） ストレスチェックの実施について ストレスチェックの結果報告 職員健康診断、職員検診事後相談について 病気休暇及び労働災害について 	H10年4月
虐待防止委員会Ⅰ	12回	11人	常務理事：清水（委員長）、支援課長 各施設の管理者 事務局（課長補佐、係長）	<ul style="list-style-type: none"> 〇左記のメンバーで構成する「運営責任者会議」に位置づけている。 虐待防止委員会Ⅰの役割の周知。報告様式の変更 虐待防止委員会Ⅱから上がった虐待の疑いのある案件についての検討。 （事業団内において、職員による虐待案件は無し。保護者の虐待の疑いのあるケースが生じた場合は各務原市に情報提供していく） 	H27年4月
虐待防止委員会Ⅱ	12回	11人	支援課長：安田（アドバイザー） 虐待防止マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 年間スローガンの作成 「もう一度 見直そう私の支援 見つめよう小さな芽から」 各施設からの虐待・ひやりはったの事案についての検証 虐待防止チェックリストの集計結果の確認 職員研修の実施 （6月…虐待防止・人権擁護研修、1月…事例検討） 	
差別解消委員会	12回	11人	常務理事：清水（委員長）、支援課長 各施設の管理者 事務局（課長補佐、係長）	<ul style="list-style-type: none"> 〇平成28年4月から施行された「差別解消法」について検討する委員会を、左記のメンバーで構成する「運営責任者会議」位置づけている。 差別解消法の周知 	H28年6月

1 3. 職員の健康管理

(1) 職員健康診断の実施

施設での受診者83名/90名中、(A, B, C, D1, D2)判定の内、D2判定(要精査)の割合が、平均年齢の増加とともに増加しています。

(2) ストレスチェックの実施(2年目)

仕事の負担と上司・同僚の職場支援の両サイドから評価するもので、仕事の負担が高くなおかつ職場の支援が低いほど職場ストレスは高くなり、逆に、仕事の負担が高くても職場の支援があれば職場のストレスは低くなる傾向にあります。

事業団全体のストレスの状況は、全国の職場平均の健康リスクを100(福祉職場は107)とすると、94とそれほど高くはありませんでしたが、施設ごとに見ると、10ある施設の内100を超えた施設が2施設ありました。(健康リスクが120を超えると高ストレス)

(3) 職員の休暇等

- 職員の病気休暇(8名)
 - インフルエンザ…5名 メンタル…1名 その他の身体的疾患…3名
- 産休・育休…1名
- 労働災害(2名)
 - 階段の踏み外しによる捻挫…1名 転倒骨折…1名
 - (平成28年度の労働災害による平成29年度の継続自宅療養…1名)

※以上の結果については、衛生委員会にて報告しました。

14. 利用児者の健康管理等

利用児者の健康管理等のため、嘱託医による検診を実施しました。また栄養バランスを考慮した給食の提供を行いました。あわせて個々の状況に応じて刻み食などの調理形態にも対応しました。また管理栄養士・施設職員・調理員で構成された給食委員会を毎月開催し連携を深めました。さらに利用児者への嗜好調査を11月に実施し、結果を給食に反映させました。

(1) 検診受診状況

	内科検診	歯科検診	精神科検診	耳鼻科検診	小児科検診	整形外科検診
実人数	76名	74名	49名	86名	126名	95名
延べ人数	108名	74名	50名	86名	139名	232名

(2) 平均食数

つくし	20.6食/日	あすなろ	42.1食/日	虹の家	15.6食/日
たんぽぽ	8.9食/日	ぼぶら	9.4食/日		

(3) 感染症について

インフルエンザ（A型）の感染により下記のとおり一部閉鎖しました。

事業所	期間	感染状況	
		利用児者	職員
福祉の里あすなろ	1月30日（火）～2月1日（木）	12名/50名	6名/16名

15. 虐待の状況

今年度、虐待防止委員会Ⅰにおいて、職員による虐待と判断された案件は0件でした。子どもの施設で、保護者からの虐待と見られるケースが2件あり、市の子育て支援課に報告しました。

また、前述の虐待防止マネージャーによる虐待防止委員会Ⅱにおいて、年間を通じて虐待防止に向けた取り組みを実施しました。

16. 施設内事故の状況と対応（病院受診等を要し、市・県に報告したケース）

<障がい児施設>（5件）

○ つくし（3件）

- ・分離時、遊戯室にて転倒による顎の打撲（前歯が下唇に当たって出血） 1件
→歯科受診を勧める。
今後、転倒したときに危険と思われるものは、場所を変えるなどの対応をする。
分離時は、なるべく多くの職員で見守るようにした。
- ・クッキング活動中に、たこ焼き器で右手中指と薬指のやけどで水ぶくれ 1件
→すぐに患部を30分以上流水で冷やした後、職員が整形外科に連れて行き、家族にも連絡。活動中の利用児をよく把握することと、余裕を持って活動の準備をするよう徹底した。
- ・スーパーボールで遊び中、壁に投げたボールが跳ね返り右目に当たり腫れる 1件
→看護師の指示により、患部を冷やした後、家族に病院受診を勧めた。特に以上は認められなかったが、経過観察となった。
今後のスーパーボールの遊び方について、職員間で協議した。

○ たんぽぽ（2件）

- ・保育中に、眼鏡が破損 1件
→職員が誰も見ていない間の出来事で、家族に謝罪。
今後、目を離さないようにすることを職員間で確認した。
- ・誤嚥（母親が食物をガーゼに包んで咀嚼訓練中に、誤ってガーゼを飲み込む）1件
→看護師が口腔内吸引を行うもガーゼは見つからず、病院受診を勧めた。
胸部の聴診の結果、危険性はなく排泄を待つとのことであった。

○ さくら（0件）

<障がい者施設>（5件）

○ あすなろ（1件）

- ・活動中、走って転倒（机の端で左腹部をすり、かすり傷） 1件
→看護師が傷の手当。家族に病院受診を勧めた。化膿止めを処方され回復。

○ ぽぷら（4件）

- ・嘔吐（内容物に血液が混じていた） 1件
→看護師が処理。家族に、吐物を持参して病院を受診されるよう伝えた。
病院で胃薬をもらって回復。
- ・背部の粉瘤から浸出液が出て、粉瘤が悪化し、発熱を確認 1件
→入浴をやめて、病院受診を家族に伝える。家族の承認を得て、同時利用している他のサービス事業所にも連絡。日々のバイタルチェックの必要性を再確認した。
- ・両手の甲に赤発疹を発見、時間と共に広がっていくのを確認 1件
→家族に連絡し、病院受診に同行。
血液検査の結果、天然ゴムアレルギーと判明。ぽぷらの職員が使用しているゴム手袋を全て合成ゴムに交換。
- ・畳で横になっていた利用者間のトラブル（利用者が他の利用者の膝を噛む） 1件
→かまれた方に病院受診をすすめ、反射的にかんでしまう方との距離を離す工夫をした。

○ 虹の家・友愛の家（0件）

<高齢者施設>（1件）

○ 稲田園（1件）

- ・入浴中での体調不良（足が立たない、左手の痺れ有り） 1件
→救急車で病院へ搬送。救急車を待つ間、バスタオルをかけて体が冷えるのを防いだ。
命に別状はなかったが、入院治療となった。

17. 安全管理・防犯体制

- （1）受託経営する施設の管理を行いました。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図りました。
- （2）利用児者参加による避難訓練を毎月実施しました。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行いました。
- （3）昨年度より継続し、下記の対応を行いました。
 - ・催涙スプレーを全事業所に配備した。
 - ・日中の通用口等施錠により、出入口を限定した。
 - ・各務原警察署生活安全課と連携を図り、警察官の定期巡回が行われた。

18. 苦情・要望の状況

苦情・要望の受付状況について、を平成30年2月20日に第三者委員会を開催し、報告しました。

		苦 情	要 望	その他（相談等）	合 計
障がい児	つくし	2	-	2	4
	たんぼぼ	5	-	9	14
	さくら	5	-	-	5
障がい者	あすなろ	3	1	-	4
	ぼぶら	4	3	-	7
	虹の家・友愛の家	-	1	-	1
高齢者	稲田園	5	6	1	12
相 談	どんぐり	1	-	-	1
	すまいる	1	-	-	1
総 務		2	1	-	3

【内容の一部】

- ・子の送迎前に受給者証を持参してほしいと電話があった。朝の忙しい時の連絡は困る。また、持参理由を聞いたが答えられないのはいかがなものか。
- 連絡する時間に配慮すること、また内容を把握した上で連絡することを徹底した。
- ・園訪問の報告を受けたが、できないことばかりを言われ嫌な気持ちとなった。
- 担当と上司間で見解のズレはなかったが、伝える内容については指導したことを伝えた。またフォローが足りず、不安な思いをさせてしまったことをお詫びした。
- ・送迎車輛が急ブレーキをかけることがあるので怖かった。
- 運転士にその旨を伝え、安全運転をお願いした。また委託業者の担当者にも連絡した。
- ・入所の契約に係る情報提供書類を本人に渡し忘れた。そのことを心配して両親に何度も話すため困った。
- こちらに落ち度があるため謝罪した。
- ・稲田園集会室の上り口が滑りやすく、転倒の危険性があるので対応してほしい。
- カーペットを貼ることで滑りにくくした。
- ・日常清掃を行う業者が靴を替えないまま廊下等に入っている。上履きに履き替えてほしい。
- 清掃用の専用靴に履き替えて業務を行っていたが、今後は履き替えるよう依頼した。

19. 利用者満足度アンケートの実施（新）

事業団の利用者が、施設が利用しやすく快適に過ごしていただけるかを確認するため、児童発達支援計画（児）や個別支援計画（者）の内容、職員の対応、施設の環境等についての満足度を問うアンケートを平成30年2月に実施し、その結果を各施設の管理者に渡しました。

今年度は、その内容を確認し、各施設の満足度アップにつなげられるよう、改善を図っていきます。

20. 定例行事

定例行事として下記行事を開催しました。

	日時	行事名	内容	参加者数
1	10月28日(土) 10:00~15:00	ふれあい夢まつり	地域との交流を目的に毎年開催 スマイルラリー、軽スポーツ しおり作り、縁日、カフェ 作品販売など	約700名 (地域住民 施設利用児者 ボランティア)
2	12月20日(水) 10:00~11:15	クリスマス会	施設利用児者の交流を目的に毎年開催 杉山三四郎氏による絵本ライブ クリスマスプレゼント渡しなど	約300名 (施設利用児者 ボランティア)
3	1月15日(月) ~ 2月28日(水)	アート展	特別支援学校の生徒や事業団・市内福祉事業 所の利用者、在宅の方の作品を福祉の里なか よし広場に展示	作品数 計160点 来場者 約80名
4	1月24日(水)	福祉の里セミナー	福祉の里の保育士によるペアレントトレーニ ングを開催 テーマ 「～みんながHappyな子育て方法～ ほめほめ大作戦」 講師：福祉の里つくし 木村保育士	ことばの相談会を 利用された保護者 4名

21. 各務原市寺子屋事業への参加

平成29年7月24日と8月2日に開催された、各務原市主催による、市内の小学校高学年及び中学生を対象とした各務原市寺子屋事業「福祉体験学習」において、障がいについて知ってもらふ学習会と交流の場の提供や、職業観を育むために事業団の施設や施設で働く職員の紹介をし、福祉に関心をもってもらえるよう働きかけました。

22. 各務小学校との交流学習

各務小学校からの依頼により、4年生37名の児童との交流学習を行いました。

日時：平成30年2月23日

ねらい：福祉に関わる仕事の内容を知る。利用者と触れ合うことで、障がいを持った人への理解を深める。

内容：施設紹介と福祉の仕事についての説明、各施設に分かれて交流など

各務原市福祉の里つくし(児童発達支援センター(福祉型))

1. 事業概要

一人ひとりの発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また保護者の方との相談・助言等を通して、子育てに対する不安を減らし、自信を持っていただけるよう支援していきます。(対象者：就学前の幼児)

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたり、全体的な発達支援を必要とする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力の育成を支援します。

3. 実施内容

◎施設内支援

○発達支援

(1) 支援形態

- ・一日利用定員を30名/日(前年度から5名増)としました。
- ・利用児に柔軟に対応したクラス編成
年長・年中…1クラス、年少…※2クラス、
3歳未満児…※3クラス(週3が2クラスと週1が1クラス)
※就園移行に伴い、年度途中でクラス編成を行い、年少クラスが2クラスから1クラスへ、それに伴い週3未満児クラスを2クラスに増設しました。

(2) ねらい別療育

- ・各々のお子さんの特性やねらいを明確にして取り組んできました。また、療育の様子をビデオなどで振り返りなどを行うことで、より充実した保育となるよう努めました。

(3) 食事支援

- ・偏食に関する外部勉強会に参加した職員が中心となり、具体的な支援の方法を取り入れていくことで、お子さんに合った食事支援を保護者の方と一緒に取り組むことができました。

(4) 他施設との交流

- ・「福祉の里あすなろ」と活動(お買い物ごっこ)を通して継続して交流を行いました。他施設の方とのふれあいを通して人と触れ合う楽しさを経験できました。

(5) 就園に向けての支援

- ・就園移行に関しては、昨年度よりも人数が増えました。
(平成28年度：15名 平成29年度：17名)
- ・チェックリストを基に、就園に向けた見極めを行い、その都度職員間で話し合い、様々な視点から考えることで適正な就園移行を行いました。
- ・お子さんによっては併行通園を行い、園を訪問するなどしてお子さんの様子を把握することで、就園の時期などの見通しを持つことに繋げていくことができました。

○特別支援

個別の支援として、言語聴覚士による言語聴覚療法を実施しました。

年少以上の子は1人につき週1回、未満児で週3クラスの子は隔週、40分の個別支援を

行いました。

○保護者支援

(1) ペアレント・トレーニング

- ・今年度は全学年を対象に行いました。クラス混合にしたことで、クラスを隔てた保護者同士の交流ができました。
- ・全学年に向けて行ったことで、ペアトレを行う適切な年齢を見極めることができ、次年度への見通しが持てました。
- ・保護者の方が考えた工夫がたくさん出て、今後活用していける情報が得られました。

(2) 保護者の勉強会「きらっと」

- ・保護者のニーズに沿った内容やテーマを決め、定期的に行っていました。今年度は、市の歯科衛生士の方に来て頂くなど外部の方からの情報も取り入れていくことができました。

◎相談支援

- ・平成29年度は163件の一般相談を受け付けました。その中で発達支援が必要な子に対しては早期療育につなげていけるようにしました。また、必要なケースに対しては、後日園に向けて、子どもに対する支援の具体例や発達検査をまとめたものを母親を通じて送付するようにしました。吃音の継続相談も始めました。

◎各務原市ことばの相談への協力

- ・月に2日間（総合福祉会館、鶴沼東保健センター）で行われる、各務原市ことばの相談に職員を派遣し、活動の提供と保護者に対しての相談支援（個別・集団）を行いました。この中で早期発見、早期療育につなげられるようにしました。

◎保育所等訪問支援実施に向けて

- ・平成30年度の事業実施に向けて関係機関との連携、調整を行いました。また、訪問支援員、児童発達支援管理責任者等の人員を確保するための施設内調整を行いました。

4. 職員研修（管理者、児童発達管理責任者、保育士、言語聴覚士）

(1) 施設内研修

- ・児の施設合同（つくし・たんぼぼ・さくら）の研修会（年1回）
「3施設の事業内容について」 各施設主任より
- ・施設職員による職員向けの「ペアレント・トレーニングについて」の研修（年3回）
講師：つくし保育士 木村綾子
- ・クラスごとの検討児についてケースの検討会（年17回、毎月）
- ・職員勉強会
「ことばの発達とコミュニケーションについて」
「発達障害の子ども達～自立を目指して①」
「発達障害の子ども達～自立を目指して②」
「つくしの療育について」
「暮らしを支える身辺自立について」
「発達障害における偏食 食事の問題と支援について」
「嘔吐処理の手順」
「社会性について」
「コミュニケーションについて」 (年9回)

(2) 施設外研修

- ・講演会「幼稚園・保育園の現状と療育に求められていること」
(東海学院大学 杉山 章氏)
- ・「生活障害としての発達障害臨床～ボクはきちんと君に向き合っていますか」
(北海道大学名誉教授 田中 康雄氏)
- ・福祉職員キャリアパス対応障害研修課程 初任者コース(岐阜県社会福祉協議会主催)
- ・作業療法研修会 (岐阜県関特別支援学校)
- ・地域支援センター 夏季公開講座「発達障がい理解を深める」(岐阜特別支援学校)
- ・PECS レベル1ワークショップ
- ・発達障がいのある子への療育 ～社会性を伸ばす～
公益社会法人 発達協会 小倉尚子氏 湯汲英史氏
- ・岐阜県相談支援従事者研修 (岐阜県福祉事業団主催)
- ・児童発達支援管理責任者研修 (岐阜県福祉事業団主催)
- ・全国施設管理者等研修会 (全国児童発達支援協議会主催)

5. 成果と課題

- (1) ねらい別療育においては、事前に話し合いを行いグループや個別のねらいを明確し、実施後もビデオを見直して内容を検討するなどしてよりよい療育に繋げていくことができました。今後も、さらに保育の質を高めていくことができるように、前年からの支援内容を引き継ぎ、継続しながら行っていきたいと考えます。
- (2) 就園移行については、スムーズな移行につながるようにチェックリストを活用し、ケース会議を通して適切な就園時期を見極めていきました。年度初めに就園までの流れを職員全体で熟知し、母のニーズやお子さんの姿を考慮しながら就園移行を進めていく必要性を感じています。
- (3) 保育所・幼稚園・学校との連携においては、就園・就学先と引継ぎを行い、連携を持ちました。週1回利用のお子さんに関しては、年度代わりに必要に応じて行ってきたため、その必要性を整理し、今後も引継ぎを行っていくこととします。
- (4) お子さんの姿に応じて併行通園を行い、園訪問を実施する中で、集団の姿を確認し集団での課題を整理して療育に生かしていくことができました。今後も関係機関との連携を行いながら継続した支援を行っていくこととします。
- (5) 保護者支援においては、ペアレント・トレーニングや保護者向けの勉強会を積極的に行ってきました。今後実施する学年などや時期などの内容を整理し、より保護者のニーズにあった支援を行っていくこととします。
- (6) 相談支援やことばの相談への協力において早期発見、早期療育につなげていけるようにしましたが、福祉の里のみでは各施設とも定員がいっぱいになってきており、待機児童を出さざるを得ない状況になっています。他の事業所との連携や保育所、幼稚園との連携の中で、必要な子が必要な時期に療育を受けられるように検討していく事が必要だと思われまます。
相談支援の中で、継続相談を行い就学を迎えた子に対しては、就学先の学校に宛てたこれまでの経緯や配慮点などをまとめて保護者の方にお渡ししたことで、幼児期の子どもの状況について引き継いでいけるようにしました。

6. 利用状況

福祉の里つくし（児童発達支援センター（福祉型））【定員：30名/日】（平成29年度より5名増）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数		40	40	40	41	46	48	49	59	53	54	55	68
内訳	年少・中・長	25	25	23	22	22	21	21	27	17	16	14	14
	未満児（月・水・金利用）	8	8	8	8	7	7	8	8	13	15	16	16
	週1利用（月又は金利用）	7	7	9	11	17	20	20	24	23	23	25	31
延べ通園児数		441	485	521	445	390	414	436	428	375	372	368	355
内訳	年少・中・長	331	374	390	316	267	273	283	267	190	181	151	151
	未満児（月・水・金利用）	88	81	97	91	64	82	94	88	125	132	148	116
	週1利用（月又は金利用）	22	30	34	38	59	59	59	73	60	59	69	88
1日平均		23.1	24.3	23.7	21.3	17.7	20.7	21.8	20.2	19.7	20.7	19.4	19.7
言語聴覚療法	実施日数	14	20	20	18	19	19	18	20	17	15	18	16
	延べ利用者数	49	65	84	65	65	66	62	64	58	52	50	46

各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）

1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。（対象者：就学前の乳幼児）

2. 運営方針

運動発達に支援が必要な子どもに対し、保育士、訓練士、看護師がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 実施内容

（1）支援形態～運動機能別2クラス編成の実施～

本来つくしの利用対象児となる歩行可能なお子さんが、つくしの定員が満員のため待機児童となっていました。そこで、重症心身障がい児をはじめとする発達全般に支援を要するお子さんと、支援は要するが歩行が可能となったお子さんを、運動機能別に2クラス編成にして療育を実施し、一人一人の発達に合わせた支援を行いました。

（2）子どもの評価の共有

就園や指導変更の提案等を含め、お子さんの発達段階を正しく見極める目を持てるよう、全職員によるケース検討会を、一人の子どもさんに対して年に2～3回行いました。

（3）保育環境の整備

2クラス編成に伴い、それぞれのクラスのお子さんが落ち着いた環境で保育を実施し給食を食べて過ごせるよう、環境を整備しました。また、歩けるようになったお子さんのために、室内遊具を工夫したり、他施設の遊戯室を使用したりするなど、運動の場が保障されるようにしました。

（4）摂食機能療法の技術の向上

訓練士が摂食機能療法のケース検討会を3か月に1回行い、発達段階や障害の程度により変化するお子さんの状況に合わせ、職員間で情報を共有しました。

4. 職員研修（管理者、児童発達管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師）

（1）施設内研修

- ・各利用児に対するケース検討会（利用児一人につき年2～3回）
- ・児の施設合同（つくし・たんぽぽ・さくら）（年1回）「施設紹介」
- ・全訓練士で摂食機能療法のケース検討会（3ヶ月に1回）
- ・第16回福祉の里療育研究会、第333回岐阜県障害幼児研究会（同時開催）「療育発表」
「子どもの意欲を引き出す環境作り」

（2）施設外研修

- ・東海地区医療型児童発達支援センター連絡協議会職員研修会 主任級職員向け研修会
「小学校生活につながる療育支援」
- ・東海地区医療型児童発達支援センター連絡協議会職員研修会
「保護者との関わり方について」
- ・東海地区医療型児童発達支援センター連絡協議会職員研修会
「小児の口腔機能・摂食機能の発達と支援について」
- ・岐阜県内部障害リハビリテーション研究会 アドバンス&リフレッシュコース

- 「肺理学療法に関する基本技術の確認および臨床場面での手技・応用技術」
- ・岐阜県障害幼児研究会「発達が気になる子ども達の行動理解」
- ・岐阜県嚥下障害研究会 小児領域研修会
 - 「自分で食べることの意義～自食と口腔機能の関係性について～」
- ・加茂特別支援学校夏季研修「学習につまずく子どもたちの見る力」
- ・長良特別支援学校夏季研修「生活・教育に活かすテクノロジーの応用」
- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修過程 チームリーダー研修
- ・中部学院大学 理学療法臨床実習 実習教育研修会
 - 「臨床実習が抱える問題と CCS（診療参加型臨床実習）について」
- ・医療的ケア教員講習会
 - 「介護職員等への喀痰吸引に関する指導や、実務者研修の講師などを行う資格習得研修」

5. 成果と課題

- (1) 活動内容の積極的な開拓・工夫を行いました。また、お子さんの実態や発達のニーズに合わせた柔軟な指導形態を提供しました。
- (2) 利用児についてのケース検討会で、アセスメントや関わり方について職員間で理解を深めることができました。要支援家庭が増加していることから、今後は保護者支援に関するケース検討会の実施が必要です。
- (3) 児の施設合同のケース検討会に参加し、視点を共有することができました。
- (4) 園訪問時だけでなく、必要に応じて園の担任と連絡・連携ができました。加えて、幼稚園・保育所に対しては、地域療育や障がい児保育への意識がより高まるよう、園訪問の意義をしっかりと伝えると共に、発達障害についての理解・啓蒙を促していけるよう努めていくことが必要です。
- (5) 就学支援については、保護者が就学先を決定していく過程において、市教育委員会と十分に連携を図りました。今後も途切れのない支援・連携を深めていきます。
- (6) 待機児については、相談支援センターどんぐりを紹介し、他の事業所を紹介してもらいました。今後は年長の待機児については保護者の希望があれば、就学についての勉強会や学校見学等のサービスを提供し、フォローに努めていきたいと考えています。社会福祉課、学校教育課、子育て支援課とも連携し、市内の支援が必要なお子さんについて、必要なサービスが必要な時期に提供できるような支援体制作りが課題です。

6. 利用状況

福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）【定員：20名/日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	25	26	25	25	25	25	25	26	26	26	28	27
延べ通園児数	231	220	272	208	144	196	199	233	202	161	203	184
1日平均	12.2	11.0	12.4	10.4	6.5	9.8	10.0	11.7	10.1	8.9	10.7	10.2
理学療法	実施日数	18	20	21	20	20	19	20	19	20	18	17
	延べ利用者数	76	81	96	74	56	62	73	79	72	51	57
作業療法	実施日数	17	18	17	20	19	15	19	19	12	18	14
	延べ利用者数	43	53	43	50	36	38	45	49	44	26	29
言語聴覚療法	実施日数	17	18	18	20	12	20	19	17	19	14	15
	延べ利用者数	46	50	51	60	29	53	63	53	57	43	42

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）

1. 事業概要

ことばや社会性の発達が気がかりな、又は、運動発達に支援が必要な就園している幼児とその保護者に対し、ニーズに応じた個別的な支援を週1回行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。（対象者：就学前の乳幼児）

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりなお子さんを対象に、一人ひとりのお子さんに応じた個別的な支援と地域の医療・園・学校等との連携を図り、その家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 実施内容

（1）支援形態

○発達支援

- ・6人の直接支援保育士による2～4人のグループまたは個別支援（いずれもマンツーマン）を利用児1人に対して週1回（45分間）実施
- ・支援後に、担当保育士による保護者へのアドバイス等（30分間）実施
- ・1人の担当保育士が、1日に4人（4コマ）を支援

○特別支援

運動発達にのみ支援が必要な乳幼児に対して、週1回40分の理学療法、又は作業療法を、発音にのみ支援が必要な幼児に対しては週1回の言語聴覚療法を実施。

（2）児童発達支援計画の質の向上

児童発達支援計画の作成にあたっては、保護者のニーズを書面に書いて頂くと共に、個別懇談会を設け、保護者の思いを丁寧に聞き取るように努めました。また、お子さんの姿について、その都度、保護者と確認し合うことで共通理解を図りました。

（3）個別的な配慮の充実

その都度、評価、反省を行いました。全体の活動内容だけでなく、個々のお子さんの目標と姿についてもグループ間で確認し合うことで、個別的な配慮の充実にも努めました。

（4）保護者に寄り添った支援

保護者との懇談会の時間を十分に設けることで、育児の困り感について相談に乗り、具体的な方法を提案しました。また、園生活での不安がある場合は、早めに園訪問を実施し、保護者の同意を得てから、担任の先生と随時電話で連絡を取り合う等、保護者に寄り添った子育て支援を心掛けました。

（5）保育園等との連携

就園先の園訪問では、集団生活の場である園と、取り出しの療育を行うさくらとが、それぞれの場でお子さんの発達支援において担う役割を明確にし、確認し合いました。

（6）就学支援

- ・就学についての保護者向け勉強会（通称プチトーク）を年4回開催すると共に、年長児については市教育委員会の担当者との学校見学、岐阜大学教授別府哲先生の発達相談会、また、保護者の同意を得ての市教育委員会への情報提供を行い、保護者が特別支援教育の十分な理解を得られると共に、納得しながら安心してお子さんの就学先を考えていけるよう計画的に就学支援を提供しました。

- ・年長になる前に、さくらを終了したお子さんについても、希望された保護者には、就学に関する勉強会や学校見学をご案内し、多数の参加を頂きました。また、市の就学相談会の案内をしたり、プロフィールブックの活用方法をお伝えしたり等、小学校への途切れのない支援を提供することに努めました。

(7) すくすく応援隊事業への参加

- ・訪問回数…57回
専門性を生かして保育所等の職員にアドバイスをすることができました。

4. 職員研修（管理者、児童発達管理責任者、保育士）

(1) 施設内研修

- ・福祉の里療育研究会（岐阜県障害幼児研究会との合同開催）
講演会：講師：びわこ学園医療福祉センター草津 理学療法士 高塩 純一氏
テーマ「子どもの意欲を引き出す環境づくり」
- ・児の施設合同研修
 - ①ことばの発達とコミュニケーション
 - ②新版K式発達検査の読み取り
 - ③つくし・たんぼぼ・さくら各施設の紹介

(2) 施設外研修

- ・岐阜県相談支援従事者現任者研修（岐阜県）
- ・ペアレント・トレーニング指導者養成研修（岐阜県発達障害者支援センターのぞみ）
- ・岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修（岐阜県）
- ・うめだ・あげぼの学園講演会（岐阜県障害幼児研究会）
- ・作業療法研修会（関特別支援学校）
- ・講演会（公社）発達教会 湯汲英史氏（子育て支援センターはーとふる）
- ・講演会 東海学院大学 人間関係学部 杉山章氏（岐阜県障害幼児研究会）
- ・心理士研究会 講演会 発達障害者支援センターのぞみ 加藤永歳氏（岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター）
- ・地域支援研修会 講演会 国立精神・神経医療研究センター 神尾陽子氏（岐阜県羽島特別支援学校）
- ・療育研究会 可児市子ども発達支援センターくれよん（早期療育支援ネットワーク研究会）
- ・講演会 応用行動分析学について（中濃特別支援学校）

5. 成果と課題

- (1) グループ指導の反省会だけでなく、個別指導の内容についても、職員会で話し合う時間を設けることで、指導内容の充実を図りました。また、各職員でも、書籍研究や、STの見学をする等、自己研鑽に努め、お子さんに応じた活動内容の工夫を行いました。今後は、重度のお子さんの受け入れも増えると思われるため、より、指導内容の充実を図り、活動内容についての柔軟な工夫や検討が必要だと思われます。
- (2) 園でのお子さんの困り感や、保護者の不安感が強いケースもあります。園と、風通しの良い連携を深めつつ、園訪問でのお子さんの姿を通して、基本的な障害理解や、関わり方についても、地域に啓蒙していくことが必要です。今後は、集団生活における発達保障といった観点について、園との連携がますます必要だと思われます。
- (3) 就学支援については、勉強会や学校見学を実施することで、特別支援教育の理解が深まり、安心して就学を迎えて頂けるようになりました。特別支援学級や通級指導教室については理解が深まり、保護者の抵抗は減ってきたものの、特別支援学校については、まだ理

解が不十分であるケースもあります。近年、さくらでは、特別支援学校対象のお子さんが増加傾向にあることから、今後は、保護者向けの勉強会の中で、特別支援学校についての理解が深まるよう、内容について検討していく必要があります。

- (4) 待機児が出た時は、保護者向けの勉強会等のご案内をする等、フォローに努めております。また、他の事業所を選ばれた方にも、市教育委員会と連携し、学校見学の日程調整を行う等、就学支援を行っています。地域生活を念頭に置いた療育を展開していく必要があるため、園との連携、就学支援、発達検査、医療との連携等、効率よく計画的に進め、総合的な支援を展開しています。また今後は、さくら終了後のフォローとして、保育所等訪問支援事業に結びつけていくことも必要と思われれます。
- (5) 園でも、お子さんが潜在的に持っている個別的ニーズに応じて、発達保障をしていく意識が不可欠です。今後は、保育所等訪問支援事業、すくすく応援隊事業、発達支援センター等と連携しながら、地域における全てのお子さんの発達保障について、関係者が連携していく必要があります。

6. 利用状況

福祉の里さくら (児童発達支援事業)【定員：24名/日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	130	131	132	134	137	133	121	124	116	106	105	102
延べ利用児数	370	388	386	332	347	388	327	319	297	214	261	235
1日平均	19.5	19.4	17.5	16.6	15.8	19.4	16.4	16.0	14.9	11.9	13.7	13.8
児童発達支援	実施日数	19	20	22	20	22	20	21	20	20	18	19
	延べ利用者数	324	388	221	273	293	328	273	275	244	214	261
言語聴覚療法	実施日数	19	16	16	15	13	16	13	10	15	10	9
	延べ利用者数	29	37	33	29	19	30	27	19	29	20	23
理学療法	実施日数	19	15	17	13	16	16	14	11	13	11	7
	延べ利用者数	20	37	27	23	38	26	23	20	20	14	17
作業療法	実施日数	19	6	6	7	5	4	4	3	3	3	3
	延べ利用者数	5	6	6	7	5	5	4	3	4	3	3

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業活動（仕事）を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。（対象者：おおむね18歳以上の知的障がい者）

2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、支援のニーズに応じて、3つのグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや思いに合わせた個別支援計画を作成し、これに基づいたサービスを実施し、家庭を含めた地域生活を支援します。その他、利用者等からの相談に応じ、施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言等の支援を行います。

3. 実施内容

(1) 支援形態

- ・障がい特性に合わせた3グループ別での支援（1階…1グループ、2階…2グループ）
- ・送迎バスによる通所
- ・作業支援（受託事業・自主製品）と生活支援（全体行事・個別活動）

(2) 個別支援計画の充実

平成29年度から各階にサービス管理責任者を配置し、より、きめ細かな聴き取りのもと、ニーズに合わせた個別支援計画の作成、支援の実施を行いました。

(3) グループホームとの連携～将来の暮らしに向けた支援～

グループホームに入所した利用者とその家族、グループホームとの連携を行いました。また、家族参加の日に、グループホームの利用を始めた利用者の保護者に講演をしていただいたり、家族によるグループホーム見学会を実施したりと、将来の暮らしに向けたイメージ作りを行いました。

(4) 作業支援の充実

作業内容における定番商品の種類を増やすとともに、施設内でも「きまぐれショップ」を随時開催し、販売の機会を増やしました。また、企業からの新たな受託作業を取り入れ、工賃の増額を実現しました。作業中には、パーティションを用いたり、机の向きを工夫したりして、作業に集中しやすい環境づくりを行いました。

(5) 生活支援の充実

各グループで、机拭き当番や掃除当番、金魚係、洗濯係などの当番活動を行い、利用者が責任を持って行う活動を取り入れました。

(6) 地域交流

「買い物」「外食」「日帰り旅行」「茶話会」の実施、「他施設（さわらび苑）との交流会」を行いました。また、「福祉の里つくし・たんぽぽ」のお買いもの活動の一環として利用者がきまぐれショップの店員となり、児童との交流を行いました。余暇支援としては、カラオケ、ドラムサークル、DVD鑑賞、創作活動を行いました。全国的な書道大会にも応募し、賞をいただくことができました。

4. 職員研修（管理者、サービス管理責任者、生活支援員）

（1）施設内研修

- ・障害福祉サービスの研修

（2）施設外研修

- ・さをり織り指導者養成講座
- ・平成29年度 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程チームリーダーコース
- ・スヌーズレン実践パートナー養成講座
- ・知的障害者支援協会日中活動支援部会
- ・知的障害者支援協会3者合同研修会

5. 成果と課題

- （1）工賃の増額に伴い、利用者の働く気持ち、集中力が高まってきました。
- （2）施設内の環境を構造化し、落ち着いて、集中して活動できる時間が増え、グループごとの活動が確立してきました。
- （3）利用者が重度化する中、トイレの待ち時間が長くなり、共用のトイレの使用が増え、排泄面での失敗が起きることがあり、設備の整備が課題です。
- （4）他害、自傷などの行動障害をもつ利用者の受け入れのため、利用者の安全を守るための施設づくり、支援方法の検討が課題です。
- （5）利用者保護者に対して、将来の暮らしに向けてのイメージ作り、必要な支援作りが必要です。

6. 利用状況

福祉の里あすなろ（生活介護事業）【定員：60名/日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	50	49	49	49	49	49	49	50	50	50	50	51
延べ利用者数	886	871	951	893	886	844	864	865	865	655	777	879
1日平均	44.3	43.6	43.2	44.7	40.3	42.2	43.2	43.3	43.3	40.9	43.2	46.3

各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）

1. 事業概要

主に重症心身障がい、身体障がい者の方に対して、食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して自立と社会参加への支援を行います。

（対象者：おおむね18歳以上の重症心身障がい者・身体障がい者）

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしができるよう支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 実施内容

（1）支援形態

- 基本的に1部屋で介護を中心とした支援を実施。
- 医療的ケアの必要な方に対しては、看護師が個別に対応。
- 入浴サービス、機能訓練を主なサービスとして実施。機能訓練については、たんぽぽの訓練士（理学療法士、作業療法士）が担当
- 基本的に、自宅までの送迎サービスを実施

（2）個別支援計画の充実

一人ひとりの思いやニーズを前期は家庭訪問を行なったうえで、後期は個別懇談会で丁寧に聞き取りながら個別支援計画に基づいて支援しました。

（3）安全に配慮した入浴サービス

特殊浴槽による入浴サービスにおいて、家庭の状況や要望に合わせ利用回数を増やし、家族負担の軽減に繋がりました。また、特に気管切開をされている重症心身障害の方への入浴については、家族と綿密に話し合い、シミュレーションを行い、健康チェックしたうえで、安全安心に入浴していただけるよう努めました。

（4）残存機能の維持向上

残存機能の維持向上を図るため、訓練士の助言を受け、ストレッチ、マッサージ、歩行、筋力トレーニングや、嚥下体操等の支援を行いました。

（5）健康管理と医療的ケア

一人ひとりへの健康チェック（毎日のバイタル測定など）を行い、健康管理に留意しながら、自立に向け、一人ひとりのニーズに合わせた食事や排泄などの適切な支援と医療的ケアに努めました。

（6）楽しみの発見と生きる力の創出

楽しみの発見、生きる力の創出に向けて、施設周りを利用して散歩や日光浴または、社会見学の実施・地域のボランティア団体による創造的活動や鑑賞的活動を行ったり、感覚刺激を体験できる活動を行いました。

（7）スポーツ活動

一昨年のリオ・パラオリンピックの競技種目であるボッチャを、里アリーナにおいてぽぷら利用者と家族や近隣の障害者施設に呼びかけ、「ボッチャ大会」を行いました。

（8）重症心身障がい者の支援技術向上のための職員研修

関特別支援学校と連携して重症心身障がい者の受け入れを進める中、支援員の重症心身障がい者に対しての研修に努めました。また、清潔に配慮した支援と家族等の情報をもとに

チームで協力し積極的に対応しました。

(9) ボランティアとの交流

ぽぷらで活動を行う地域の個人ボランティアとボランティア団体を対象に、「感謝の集い」を行い、感謝状を贈り労いました。

4. 職員研修（管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師）

(1) 施設内研修

- ・ 新任職員への基礎知識 摂食・嚥下のメカニズムと評価（4月20日）
講師：ぽぷら看護師 小林直美
- ・ HIV基礎知識について（6月27日、28日）
講師：ぽぷら看護師 小林直美
- ・ 新任職員へ：リフトバス運行及び添乗について（8月8日）
講師：ぽぷらサービス管理責任者 伊藤由美子
- ・ 窒息時と飲み込みがうまくできない対応について（10月8日）
講師：ぽぷら看護師 小林直美
- ・ 重症心身障害者の方へのバス添乗にあたって（10月30日）
講師：ぽぷらサービス管理責任者 伊藤由美子・看護師 小林直美

(2) 施設外研修

- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修（岐阜県社会福祉協議会主催）
- ・ 重症心身障害児に対するアセスメントについて（関特別支援学校夏季研修）
- ・ 岐阜県障害者虐待防止権利擁護研修
- ・ 障がい理解に関する研修会～卒業後の生活を見通した支援のあり方～
- ・ 障がい理解に関する研修会～重症心身障害児の理解と支援～
- ・ 介護職員スキルアップ講習会（岐阜県社会福祉協議会主催）
- ・ 介護職員記録研修会
- ・ 福祉車両安全運転講習会
- ・ 摂食嚥下リハビリテーション講習会初級課程

5. 成果と課題

- (1) 「車いす入浴」のサービスを行うことで、身体の清潔保持や入浴により心身のリフレッシュに繋げることができ、また家族の負担の軽減にも繋げることができました。しかし、現状のシャワーチェアによる浴槽への入浴は、重度な側彎がある方にとっては困難であるためシャワー入浴となっています。今後は、側彎の方の浴槽が必要と考えます。
- (2) 重症心身障がい者の医療的ケアの要望が多くなり、保護者の要望をよく聞き、情報交換を行ったうえで医療的ケアを行ってきました。半面、契約看護師とパート看護師への責任も課せられるようになりました。よって、正規職員への転換も考えていく必要があります。
- (3) 重症心身障がい者の受け入れを進めている中、午前の活動は車椅子から降りての排痰ケアや、姿勢保持、または吸入を行いながら読み聞かせを行い、身体障がい者の方は機能的訓練として残存機能を活かし、支援内容の差別化を図ってきました。午後は、身体障がい者の方と重症心身障がい者の方が一緒になって活動をしてきましたが、参加が難しい方があり、活動内容が課題です。
- (4) 残存機能の維持向上のため、月2回を目安に、兼務する児施設の訓練士が機能訓練の機会を提供している中、訓練を受ける重症心身障がい者の増加に伴い、訓練回数の保障が難しくなることが考えられます。
- (5) 今年度はパラリンピック種目の「ボッチャ」をスポーツ活動として定期的に取り入れ、「日本ボッチャ協会」の方を招き大会を行うことができました。利用者や家族、近隣の障がい者施設の方にも声をかけ一緒に楽しむことができました。今後はぽぷらで活動をしているボランティアも交えていきたいと考えています。

6. 利用状況

福祉の里ぽぷら（生活介護事業）【定員：20名/日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24	26
延べ利用者数	224	223	254	222	228	212	206	240	226	175	217	249
1日平均	11.2	11.2	11.5	11.1	10.4	10.6	9.8	12.0	11.3	9.7	11.4	11.9

各務原市基幹相談支援センターすまいる

1. 事業概要

障害のある方やその疑いのある方の思いに寄り添いながら、ニーズを知り、その人らしく安心して暮らせるよう、関係機関と連携を取り、必要な支援に結び付けていきます。

また、障害のある方が地域社会の一員として色々な分野に参加できるよう、地域課題を把握し、行政と共に解決のための支援体制の構築について協議を行います。

2. 運営方針

障害のある方やその疑いのある方の思いを聞き、本人の主体性を大切にしながら、適切な情報提供や提案ができるよう関係機関と連携を取っていきます。

また、地域診断を行い、課題について把握し、障害がある方が安心して暮らせる地域づくりのために、各機関が自由に話せる場を作っていきます。

3. 実施内容（平成29年7月～平成30年3月）

（1）センター立ち上げに際しての広報活動

7月に基幹相談支援センターを開設後、事務局と共に、市民、関係機関等に周知するための広報活動を行いました。

○市民、関係機関等への周知（チラシ等資料の配布と説明）

- ・市の社会福祉課、子育て支援課等の窓口（7月）
- ・精神障がい者の家族会「たんぼぼの会」（7月11日）
- ・東海中央病院でのミニ講座（健康管理課主催）（7月12日）
- ・各地区民生委員児童委員協議会（7月～8月）
- ・市内サービス事業所（7～8月：各務原市障がい者地域支援協議会にて）

（2）総合的・専門的な相談支援の実施

○3障がい（身体、知的、精神）、及び発達障がい、難病の方の各種相談に応じ、相談者の希望に沿った方法での支援を行いました。

- ・相談実人数… 248人（子ども39人、成人209人）
- ・相談件数… 2,883件（訪問180件、来所520件、電話734件、関係機関との調整1,341件、同行39件）

○精神障がいの方への相談・支援について、精神保健アドバイザー業務の協力機関として委託している医療法人各務原病院、及び社会福祉法人舟伏から助言等をいただきました。

- ・各務原病院… 15件（障がいや症状の理解、健康・医療、不安の解消・情緒安定等の助言）
- ・舟伏 … 11件（不安の解消・情緒安定、家族関係・人間関係等の助言）
2回（舟伏主催の研修会に参加「こころの病について」「聴くということ」）

（3）地域の相談支援体制の強化

市内の相談支援事業所5ヶ所（どんぐり、ふらっと、社会福祉協議会さぼーと、飛鳥美谷苑、はなその）に対して、福祉サービスの利用、家計・経済、就労、不安の解消等の支援に関する専門的指導・助言を、個別支援会議や訪問に同行しながら行いました【助言54件】

支援が困難なケースについては、個別支援会議を開催し、他機関と支援について共通理解と連携を図りました。【個別支援会議の開催数：20件】

（4）関係機関との連携

各務原市子ども相談機関連携支援会議を関係機関（各務原市教育センター、健康管理課、子育て支援課）を招集して開催（7月18日、8月25日）

- ・子育て支援課主催の「育児支援検討会議」への参加（月1回）
- (5) 権利擁護・虐待の防止
- 障がい者等に対する虐待を防止するために、相談のあったケースに対して継続的に取り組みました。
 - ・虐待に関する相談…6人〔養護者による心理的虐待3人、養護者による放棄・放置（ネグレクト）1人、養護者による経済的虐待（搾取）1人、施設従事者による心理的虐待1人〕
 - 虐待防止研修を市内サービス事業者に対して実施しました。（11月22日）
 - 障がい者への成年後見制度の周知と利用促進を図りました。【2件】
- (6) 各務原市障がい者地域支援協議会事務局の運営
- 障がい者地域支援協議会の事務局として社会福祉課と共に、全体会、専門部会の企画・運営を行い、各事業所の情報共有と市内の障がい福祉に関する課題等について検討しました。
- ・全体会…2回（7月18日、3月19日）
 - ・専門部会
 - サービス事業所部会…4回（9月15日、12月22日、1月25日、3月8日）
 - 就労支援部会……………4回（10月24日、12月7日、1月13日、2月28日）
 - 子ども部会……………3回（9月27日、11月27日、3月7日）
 - 相談支援部会……………3回（9月22日、11月20日、2月22日）
 - 避難行動支援部会………2回（9月27日、2月15日）

4. 職員研修（管理者、相談支援専門員）

- (1) 施設内研修
- ・伝達研修
 - ・事例検討会
- 他、職員間での情報共有に努めた。
- (2) 施設外研修
- ・岐阜県相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会
 - ・NSK 東海・北陸ブロック研修会
 - ・市町村相談窓口担当職員等研修
 - ・岐阜県発達支援センターのぞみ 支援者向け研修
 - ・ゲートキーパー講座
 - ・岐阜県障がい者総合相談センター講演会
 - ・成年後見制度普及講座
 - ・身体障害者リハビリテーション研究集会 2017
 - ・福祉相談業務従事者研修
 - ・岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修
 - ・社会就労事業推進セミナー
 - ・福祉サービス苦情解決研修会 等

5. 成果と課題

- (1) 障がいのある方の総合的な相談機関として利便性の高い各務原市役所内に開設され、困りごとを持っている方が、来所して相談しやすい環境が提供されました。
- (2) 困難事例に対しては他機関と連携しながら支援していくことができ、市内相談支援事業所だけでなく、病院、警察、包括支援センター等、障害福祉関連の事業所外とも連携する体制が整いつつあります。

- (3) 相談の内容が多岐にわたり、障害特性も様々であるため、知識の取得等、職員の資質向上が課題です。
- (4) 障がい者地域支援協議会については、参加事業所数が増え続け、活発な意見交換がされにくい状況となり、今後の運営に課題があります。
- (5) 直接支援を求められることが多く、業務量が増えていますが、市内相談支援事業所の委託相談との兼ね合い、制度外で支援が必要な場合の役割を担う機関の不足等について協議する場が必要です。

6. 利用状況

各務原市基幹相談支援センターすまいる（平成29年7月より事業開始）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談者数 (実人数)	障がい者	—	—	—	22	28	30	16	20	22	19	26	26
	障がい児	—	—	—	13	7	6	2	4	3	1	2	1
	合計	—	—	—	35	35	36	18	24	25	20	28	27
延べ相談件数		—	—	—	117	227	322	276	313	345	369	412	502

各務原市福祉の里どんぐり(特定・障害児相談支援事業)

1. 事業概要

障がいのある人、または子育てに不安がある人の思いに寄り添い、能力や特性に応じて自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。計画相談支援においてはサービス等利用計画の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

各務原市内の障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います(一般相談)。また、サービス等利用計画の作成を通して利用者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります(計画相談)。

相談支援を通して、地域での課題を発見し、関係機関と連携をしながら課題解決に向けて努力します。

3. 実施内容

(1) サービス等利用計画の作成

他機関と連携しながら、利用者本位のサービスと家庭の状況に応じた適切なサービス提供が行えるよう、サービス等利用計画を作成しました。

【平成29年度計画作成数：児275件・者204件】

(2) サービスの調整

計画作成者のモニタリング期間を利用者の状態に合わせて設定し、本人・家族のニーズに応じたサービスの調整を行いました。

【平成29年度モニタリング実施数：児261件・者538件】

(3) 一般相談と関係機関との連携

各種相談に応じ、希望に沿った相談方法で支援を行いました。特に関係機関との連携に努めました。

【相談件数6,443件：うち訪問1,439件、来所282件、電話1,408件
関係機関との調整2,703件、他同行・メールなど】

(4) 個別支援会議の開催

困難な課題に直面しているケースについては個別支援会議の開催を行い、他機関と支援について共通理解と連携を図りました。【平成29年度開催数：85件】

(5) 各務原市障がい者地域支援協議会への参加

市障がい者地域支援協議会に参加し、地域の課題について情報共有と検討を行いました。

4. 職員研修(管理者、相談支援専門員)

(1) 施設内研修

- ・日報の記入方法
- ・報酬改定における主な改定内容について。
- ・対応に苦慮する事例の検討会

他、職員間での情報共有に努めた。

(2) 施設外研修

- ・日本版KABC-IIベーシック講習会
- ・障害福祉サービスの現状と就労支援について（関特別支援学校キャリア教育研修会）
- ・精神疾患のある児童生徒へのよりよいについて（長良特別支援学校病弱教育センター研修会）
- ・医学基礎講座（関特別支援学校夏季講座）
- ・発達障がいのある子どもの性と関係性の教育（中濃特別支援学校夏季講習）
- ・応用行動分析学について（中濃特別支援学校夏季講習）
- ・活躍する障がい者たち（各務原特別支援学校地域支援センター夏期研修会）
- ・岐阜県小児在宅医療実技講習会
- ・「障がい児と支援」研修会
- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程：管理職員コース
- ・地域共生社会の実現に向けて～ “丸ごと” “支えるために相談支援にできること～
（相談支援合同研修）
- ・相談支援専門員の担う権利擁護とは何か：共生社会を支えるために
（NSK東海・北陸ブロック研修会）
- ・子どもの発達と医療（岐阜県障害幼児研修会）
- ・地域における小児・障がい児者の在宅支援と今後の展望～東海三県の取り組み～
（東海三県小児在宅医療研究会）
- ・障害児相談支援計画を作成するためのポイント
（岐阜県相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会）
- ・障害福祉サービス等報酬改定に関する意見から
（岐阜県相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会）
- ・発達の道筋とコミュニケーション～心が響き合うコミュニケーション～
（岐阜県相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会）
- ・障がい者の芸術活動を推進するための出前講座
（岐阜県相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会）

5. 成果と課題

- (1) 計画相談支援利用者に対して、丁寧なモニタリングと家庭状況等を含めた細やかなアセスメントを行い、関係機関と適宜情報共有や個別支援会議を開催し利用者の生活の質を上げるよう努力しました。しかし、相談支援専門員の担当人数が多く、丁寧な相談支援を努める中で新規利用者の受け入れが児者共に困難でした。
- (2) 研修への参加や他事業所との情報交換を行う中で相談支援専門員の専門性と資質の向上に努めました。対応に苦慮するケースが多く、今後も更なる知識の習得や資質の向上が必要となります。
- (3) 地域支援協議会への参加を通して、個別事例の中で浮かび上がってくる地域課題に対して他事業所と話し合い、提言を行いました。

6. 利用状況

福祉の里どんぐり（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談者数 (実人数)	障がい者	100	123	115	110	120	120	114	137	114	108	121	106
	障がい児	81	69	66	55	73	81	58	74	74	78	87	67
	合計	181	192	181	165	193	201	172	211	188	186	208	173
延べ相談件数		522	539	573	516	585	592	501	558	484	504	598	471

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））

1. 事業概要

障がいのある人に対して、一般就労も念頭において福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます。

（対象者：義務教育期間を終えた障がい者）

2. 運営方針

（1）作業支援、就労支援

企業からの受託作業を通して、働く習慣や職場への適応能力が習得でき、働く喜びが得られるよう支援します。

（2）生活支援

社会に出ることを想定し、日常生活においてより健康で安全な生活習慣の確立と社会生活への適応が高まるよう支援します。

3. 実施内容

（1）作業支援…作業の正確性を重視し、ティーチプログラムや新たな作業治具の工夫を行い、利用者の作業内容範囲を広げるよう努めました。また、自主製品販売経路等拡大のため、地域のイベントや社会福祉協議会主催事業へ参加しました。

（2）生活支援…公共交通機関利用を中心とした施設行事を企画実施しました。

（買い物支援〈イオン：バス使用〉、初詣〈成田山：名鉄電車使用〉）

（3）就労支援…社会見学を2回実施し、工場の仕組みや生産ライン・働く人の様子を間近にみる事ができました。

・愛知県東海市：コカコーラ・イーストジャパン 東海工場

（4）その他……現状に合わせた行方不明者検索マニュアルを作成しました。

4. 職員研修（管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員）

（1）施設内研修

・行方不明者検索マニュアルに基づき、平成29年3月に研修を行いました。マニュアルの確認や、発生時の職員の動き、搜索場所、報告先、他の利用者の動きへの対応などを確認しました。

（2）施設外研修

・岐阜県指定障害者福祉サービス事業者分野別集団指導（就労A型、B型）～防犯対策等～（管理者）

・知ってあんしん！ 成年後見制度

・岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修

・身体・知的障害者相談員合同岐阜圏域ブロック研修会 ～防犯対策～（管理者）

・どうなる障がい者福祉。そして仲間たちの将来は？生活の場は？（管理者・支援員）

・他施設見学：ポップコーン福祉会 グループホーム（管理者・指導員）

5. 成果と課題

- (1) 作業支援…新たな受託作業を1件開拓し、作業工程を分かりやすく明記することで、正確な作業に努めました。新たな受託作業を開拓することが課題です。
平成29年度の平均工賃：8,543円/月
- (2) 生活支援…公共交通機関利用を中心とした施設行事を実施しましたが、一人で利用出来る利用者が少数なため、引き続き自立に向けた支援を行います。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、準備支援も行っていきます。
- (3) 就労支援…就労継続支援 A 型事業所への見学希望者に対して、見学の付き添いをし家族への情報提供をしました。

6. 利用状況

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））【定員：35名】（虹の家：20名・友愛の家：15名）

【虹の家】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19
延べ利用者数	338	334	349	302	324	306	318	312	318	281	294	278
1日平均	16.9	16.7	15.9	15.1	15.4	15.3	15.9	15.6	15.9	15.6	15.5	14.6

【友愛の家】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13
延べ利用者数	217	218	248	224	224	220	217	220	225	196	206	219
1日平均	10.9	10.9	11.3	11.2	10.7	11.0	10.9	11.0	11.3	10.9	10.8	11.5

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 実施内容

(1) 入浴サービス

『入浴施設』として、清掃、接客、環境整備等の行き届いたサービスを提供することにより、利用者に満足していただきました。

(2) 団体向けサービス

- ・各種団体（シニアクラブ・近隣ケアグループ・ボランティアハウス等）が安全な環境で安心して親睦会及び研修会、カラオケ、レクリエーション等ができるよう、場所の提供及び接客サービスを行いました。また、10人以上での利用に際し送迎バスを無料で運行することにより利用促進に努めました。

(3) 生活・健康等の相談及び指導

健康増進施設として、卓球、軽スポーツ用具（スロットボール・クロリティ）、ウォーキングマシン等の運動器具のPRを行い、利用促進に努めました。また、春、秋には、市・高齢福祉課主催の『高齢者体力測定大会』を実施し、健康調査・健康に関することの助言、体力測定を行いました。（参加人数：212人）

(4) 関係機関・ボランティアと連携した取り組み

- ①市の関係課と連携して、団体向けに交通安全講話や悪徳商法に関する講話などの『出前講座』を提供しました。
- ②各種ボランティア団体と連携し、歌・踊り・楽器演奏、落語、マジックショーなど演芸披露の場を提供し、利用者の方に楽しんでいただきました。

事業団の障がい者支援施設（あすなろ、ぽぷら、虹の家・友愛の家）との協力活動として、自主製品の販売を稲田園ロビーで行いました。利用者の方にはとても好評でした。また、障がい者支援施設のPRができました。

4. 職員研修（園長、用務員、事務職員）

(1) 施設内研修

- ・利用者についてのケース検討会（月1回）
※重い持病を抱えた利用者やおもに身体障害者手帳を所持する利用者について、知り得た情報について職員間での情報共有に努めた。

(2) 施設外研修

- ・電気保安講習会（園長）
- ・福祉・介護施設職員接遇研修（用務員）
- ・公共浴場における衛生管理セミナー（園長・用務員）
- ・クレーム対応研修（園長）
- ・岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修（園長）

5. 成果と課題

個人利用者からは、大浴場の利用料金が安く、清潔感があり気持ちよく利用できると好評で、来園者の約9割の方にご利用いただきました。団体利用者の方にも催しの間に気持ち良く入浴いただきました。

健康体操（カラオケシステムに内蔵）は、なじみのある歌謡曲（カラオケ含む）に合わせて皆で体を動かす適度な運動として団体利用者の方が、丁度良いと喜んで利用していただきました。

囲碁・将棋は、昔から根強いファンがみえることから月平均“10名/日”以上の方の利用があり、多い日には20名以上の利用者がみえます。

団体利用者（10名以上）向け、無料バス送迎サービスは、特に家に閉じこもりがちになる独居の高齢者の方が施設においてカラオケ、軽スポーツ、レクリエーション等を楽しめると喜ばれました。また、午前中は、カラオケを優先的に利用できること午後からはスポーツ用具（スロットボール、クロリティ等）やその他の運動器具（ウォーキングマシン、サイクリングマシン等）の利用もできると好評でした。

建物については、開園してから、30年以上が経過していることもあり、老朽化が進んでいるため、優先順位をつけて修繕を行なっています。今後も計画的に行っていきます。

課題としては、重い持病を抱えた方や認知力の低下、障がい者手帳保持者が近年増加するとともに入浴施設での事故発生が増加傾向であるため見守りを強化することと職員のスキルアップをし、事故防止に努めます。

6. 利用状況

高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人利用	延べ利用者数	1,747	1,639	1,698	1,571	1,633	1,572	1,723	1,666	1,583	1,690	1,746	1,812
団体利用	団体数	13	13	17	11	12	16	15	17	10	7	14	10
	延べ利用者数	242	265	356	170	234	271	270	554	227	168	351	147
1日平均		82.9	79.3	79.0	69.6	71.8	76.8	79.7	92.5	82.3	84.5	91.2	75.3

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティア活動支援や大学生など実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対し、各施設の利用により、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 実施内容

(1) ボランティア活動支援

利用児者の活動支援、きょうだいの子守り、教材の製作などで地域の皆様や高校、大学生、活動団体を受け入れながらボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を行いました。

延べ活動者数：478名 1日あたりの活動者数：5.9名

【活動団体】

- ・鶴沼中地区民生委員児童委員協議会
10月28日 ふれあい夢まつりでのイベント補助
- ・蘇原地区民生委員児童委員協議会
2月 2日 虹の家利用者との交流会（室内軽スポーツ、会食）
- ・川島地区民生委員児童委員協議会
6月15日 友愛の家利用者との交流会（アクア・トトぎふ）
10月17日 友愛の家利用者との交流会（名古屋市科学館）
- ・国際ソロプチミストかかみ野
12月12日 虹の家利用者との交流会（干支色紙製作）
- ・モンメール
11月 3日 ぽぷら利用者との交流会（人形劇）
- ・ぎふ農業協同組合 那加支店
11月15日、22日、27日、12月4日
つくし・たんぽぽ・あすなろ利用児者との交流会（さつまいもの収穫）
- ・NPO 法人竹林救援隊
12月20日 ぽぷら利用者との交流会（クリスマス会、門松作り）

(2) 体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

高校の職場体験学習のほか、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れ、福祉教育への寄与と今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行いました。

受入人数：47名 延べ受入日数：223日

主な受入学校名：中部学院大学、岐阜聖徳学園大学・短期大学部、東海学院大学
愛知淑徳大学、中部大学、サンビレッジ国際医療福祉専門学校
国際医学技術専門学校、岐阜各務野高校

(3) 貸館業務

全市民を対象に、訓練・交流の場としてアリーナ等を提供しました。

利用件数 第一会議室： 1件 第二会議室： 23件
第三会議室： 13件 アリーナ： 347件

4. 成果と課題

これまでボランティアを受け入れ、協力を得ながら運営してきましたが、長期間活動していた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。またこれまで同様、大学生等実習生の受け入れも積極的に行い、また、寺子屋事業等での新たな繋がりを生かして受入拡大に努めていきます。多くの方に福祉への理解を深めていただき、施設と地域との繋がりをより大切にしていける必要があると考えています。

5. 利用状況

福祉の里支援センター

【ボランティア】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延べ活動者数	34	36	38	58	43	41	40	40	32	33	42	41

【体験学習生・実習生】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延べ受入日数	—	19	34	—	50	26	26	6	—	23	32	7

【貸館業務】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用件数	第一会議室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	第二会議室	—	1	12	1	—	1	1	2	1	1	2
	第三会議室	1	1	2	—	1	1	—	1	1	2	2
	アリーナ	33	27	29	31	20	30	32	32	19	30	26

事業報告の附属明細書

平成29年度事業報告には、社会福祉法施行規則第二条の二十五第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。